

修善寺中学校いじめ防止基本方針（骨子）

修善寺中学校生徒指導部

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

（1）いじめの定義

- ① 「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。
- ② 「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。
- ③ なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

平成19年2月文部科学省・平成24年9月伊豆市教育委員会

（2）本校のいじめに取り組む基本姿勢

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を生徒に徹底する。
- ② 「いじめはどの生徒にも起こり得る」という認識をもって教師は対応する。
- ③ 教師だけでなく生徒・保護者・地域住民に対し、いじめ問題の重要性・深刻性を認識してもらおうようアピールし、いじめの兆候を見逃さず、迅速に対応する。

2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

（1）いじめ防止・対応の組織（「伊豆市いじめ防止対応マニュアル」）

学校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭学年主任・生徒指導部（発生した場合の対応組織は、担任と学年部教師が加わる）で「いじめ問題対策委員会」を組織する。

（2）いじめ防止・早期発見の取り組み（「静岡県いじめ対応マニュアル」）

- ① 生徒がいじめについて考える場や機会を大切にする。
悪口や仲間はずれ等学級・学年の問題点について、子どもが現状と対策を話し合うことで、自分たちの問題として事実をとらえ、解決や防止を目指して主体的に行動しようとする意欲を高める。また、誰もが守れる約束事を決めて集団で実践する。
- ② 地域・家庭と連携する
ア PTA主催の地域教育懇談会で、学校の現状や子どもとの人間関係について情報を交換し合ったり対応を話し合ったりして、同一歩調でいじめに対応する体制を構築する。
イ HPや学校便りでいじめへの対応方針を公表し、意見をいただく。
- ③ 静岡県いじめ対応マニュアルの資料・人間関係づくりプログラム効果測定ソフト・ハイパーQ Uを、未然防止や早期発見に活用する。
- ④ 教師が、道徳教育・ソーシャルスキルトレーニング・コーチングの研修を実施する。
- ⑤ 「思いやり」や「他者を尊重する心」を育てる道徳教育と、ソーシャルスキルやアサーションスキルを身につけるトレーニングを企画し、子ども同士の関係づくりが円滑に進むよう支援する。

4月は「出会い」、5月は「あいさつ」、6月は「聴き方・話し方」、「ストレスマネジメント」についてのソーシャルスキルを行う。6月・11月には並行して生活アンケートやハイパーQ Uの結果を踏まえて全員に個別面談を実施し、いじめの有無も確認する。

3 いじめ発生時の対応

<発見時>

(1) 担任のみで対応しない。必ず学年部中心にチームで対応する。

発見者→担任・学年主任→生徒指導主事→学校長・教頭の順で情報を共有する。生徒指導主事は学校長（教頭）の指示を受け、学年部を中心に対応してもらう。時には SC にも入っていただき対応する。最終的に生徒指導主事が伊豆市教育委員会に概要を報告する。

(2) 被害者生徒、加害者生徒や周辺生徒への指導

① 被害生徒のダメージを和らげるため、教師が味方であることを告げ、絶対に孤立させない。

② いつまでに、何をやるかを明確にし、指導に見通しを立てる。

早急にできること（すぐにはできないこと、）を保護者には特にはっきり伝える。

③ いじめた側に原因や理由を言わせながら、気持ちを落ち着かせ、自分の行った行為を振り替えらせる。

（中立の気持ちで聞く、被害者に原因があることだけを取り上げさせると、いじめを正当化することになる。どんな理由があってもいじめ行為は許されないことを指導する）

④ いじめた側・はやし立てた生徒・傍観者に、被害者の気持ちを理解させ、反省させる。

（言い方や言葉は立ち場によって変える）

⑤ 加害者生徒を被害者生徒に謝罪させ、絶対に逆襲をしないことを約束させる。加害・被害両生徒の保護者教師も同席する。その場で逆襲は許されないことを説諭する。

⑥ 教師に対する嫌がらせやいじめの場合、必ず学年部の教師集団で対応する。

(3) 学級や学年集団への指導を同時に進行する

ただし、被害者生徒のプライバシーも配慮して公開する情報の範囲を学年部等で確認する。

場合により、集会や話し合いをもつ。話し合いでは、必ず学年部教師が立ち会い、適宜指導助言する。

(4) 加害者・被害者の保護者に連絡。加害者側の保護者からも謝罪の連絡をしてもらう。

場合により、学校が仲介し保護者を会わせ、謝罪や今後の生活について話し合う。

保護者への連絡は、必ず生徒が気持ちを落ち着かせた（指導に納得した）段階で行うこと。

状況により加害生徒に対し、警察や児童相談所の介入を依頼したり、伊豆市教育委員会による出席停止などの措置がとられる。

<中期的長期的な対応>

(1) 根本的な原因の追及を行う（生徒の批判ではなく、我々の日常指導について振り返る）

事後処理で終わるのではなく、指導体制や実態把握に甘さがなかったかを教師が振り返り、その後の指導に生かす。

(2) 総合的な対策の立案と実行（いじめの根絶へ）

上記（1）の改善点を日常の教育活動に盛り込む。

3 その他、いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 「いじめ防止対策推進法」の概要を教師が理解し、生徒・保護者・地域住民に伝える。

(2) 本校のいじめ防止の手だてを、紙媒体やHP等で常時公開する。